

### 所得税法

#### 有限責任パートナーシップの欠損金控除に関する規定

財政部が2019年5月16日付台財字第1084535120号通達を公布し、有限責任パートナーシップ法により設立登記された有限責任パートナーシップについて、下記の条件を全て満たす場合、一般の会社組織と同じように欠損金の10年間の繰越控除が認められると説明しました。

1. 会計帳簿、証憑が完備されている。
2. 欠損発生年度および申告・控除年度について、青色申告書を使用しているか、会計士の税務監査を受けている。
3. 期限内に申告されている。

PwC 台湾の見解：

上記の通達は「一般の有限責任パートナーシップ」に適用されます。有限責任パートナーシップが新設で、なおかつ産業創新条例に定めるベンチャー事業、出資額およびその運用規定に適合し、同条例第23条の1に定めるパススルー課税を申請し適用を受けている場合は、①欠損金控除、②再投資収益の課税所得不算入、③同条例およびその他法令に定める租税優遇関連措置の適用から排除されます。有限責任パートナーシップの設立を検討されている場合は、まずは将来経営する事業や投資ポートフォリオ等について分析し、パススルー課税の適用が可能かどうかについて確認されることが望まれます。

#### 機能通貨・記帳通貨が外貨である場合の課税規定

財政部は2019年5月15日付台財税字第10704680910号通達を公布し、会計基準等関連規定に基づき、外貨を機能通貨・記帳通貨としている場合の台湾ドルへの為替レートおよび為替損益の取り扱いについて下記のとおり定めました。

1. 各収入、原価、費用および損失について、所得年度における台湾銀行の毎月末日に公示する**直物為替の買入レート**の終値(ない場合は、現金買入レート)により計算した**年間平均為替レート**で台湾ドルに換算し、法人税申告を行う。
2. 記帳通貨以外の通貨(台湾ドルを含む)で取引を行っている場合、その記帳時の為替レートと決済レートの変動により生じた損益は当年度の為替損益に計上し、上記1の**為替レート**により台湾ドルに換算して申告する。

## 「産業創新条例」改正案および新設条文が立法院で三読会を通過

立法院において6月19日、20日に「産業創新条例」一部改正案および新設条文となる第10-1条が最終可決されました。5つの租税優遇策が10年延長されるほか、「企業の未処分利益による実質的な投資に対する課税ベースの減免」および「知能機械+5Gシステム支出の投資控除」が新設されました。改正のポイントをまとめると下記のとおりとなります。

改正項目	説明
<p><b>10年延長</b></p> <p>租税優遇策の10年延長 (2029年12月31日まで)</p>	<p>①研究開発投資額の控除</p> <p>②技術による現物出資/発明者の取得株式の課税繰延</p> <p>③株式等による従業員報酬の課税優遇</p> <p>④有限責任パートナーシップ形態のベンチャー事業のパススルー課税</p> <p>⑤エンジェル投資家の投資額の半額控除</p>
<p><b>新設</b></p> <p>知能機械および5Gシステム支出の投資控除</p>	<p>①2019年1月1日から2021年12月31日までの自社使用の新たな知能機械への投資。</p> <p>②2019年1月1日から2022年12月31日までの5Gモバイルシステム導入に係る新たなハードウェア、ソフトウェア、技術またはサービスへの投資。</p> <p>③同一年度の支出額がNT\$100萬からNT\$10億以下。</p> <p>④控除率(二者択一)</p> <p>a.当年度に納付する法人税額から支出額の5%を限度として控除する。</p> <p>b.当年度より3年間の法人税額から支出額の3%を限度として控除する。</p> <p>⑤上記控除額は当年度に納付する法人税額の30%を超えない。その他の投資控除と合算して50%を超えない。</p>
<p><b>新設</b></p> <p>未処分利益による実質的な投資に対する課税ベースの減免</p>	<p>①<b>2018年度</b>の未処分利益税務申告から適用する。</p> <p>②利益発生年度の翌年から<b>3年以内</b>に当該利益によって行った実質的かつ一定の金額以上(財政部が別途規定を定める)の投資の場合、当該投資額を未処分利益の減算項目に計上できる。</p> <p>③未処分利益を申告し税金を納付してから投資完了した場合は、その完了日から1年以内に過大納付税額の還付申請を行う(ただし、②の3年以内という制限を受ける)。</p> <p>④「実質的な投資」とは、工場建設、または自社生産用あるいは業務用の建物、ソフト・ハードウェアもしくは技術を含む、事業経営に必要なものを指す。</p>

<p><b>適用範囲の拡大</b></p> <p>従業員報酬の課税繰延措置の選択の自由の適用範囲拡大</p>	<p>① <b>支配会社から従属会社の従業員へ、あるいは従属会社から支配会社従業員へ</b>従業員報酬として株式を支給する際にともに適用可能。</p> <p>② 株式発行会社の取締役および監査役は適用から排除される(ただし、株式発行会社から指名された経理人が関係会社の取締役を担当する場合は適用する)。</p>
<p><b>改正</b></p> <p>知的財産権所有者の技術による現物出資/発明者の取得株式は税額の低い方を選択し課税可能</p>	<p>株式を実際に譲渡する際に「取得日の時価」または「譲渡価格」の<b>いずれか低い方で税額を計算</b>できる。ただし、下記の条件を満たすことが必要。</p> <p>① 知的財産権所有者が株式を保有し、かつ当該知的財産権を応用した関連サービスを提供した期間が通算2年以上の場合。</p> <p>② 発明者が株式を保有し、かつ台湾内の産業、学術あるいは研究機関に勤務し研究開発に従事した期間が通算2年以上の場合。</p>
<p><b>改正</b></p> <p>有限責任パートナーシップ形態のベンチャー企業のパススルー課税の適用</p>	<p>① パススルー課税の適用期限が2029年12月31日まで延長され、期限までに設立された有限責任パートナーシップ形態のベンチャー企業に適用。</p> <p>② 資金が一括で払い込まれるか、または初期の資本金額が比較的大きい(NT\$3億以上)有限責任パートナーシップ形態のベンチャー企業については、短期投資対象の不足により租税優遇措置を適用できないことにならないよう、毎年中央管轄官庁と出資総額を取り決めることができる。</p>

PwC 台湾の見解：

1. 株式等による従業員報酬の課税優遇措置の適用範囲について、支配会社から従属会社の従業員へ、あるいは従属会社から支配会社従業員へ従業員報酬として株式を支給する際にともに適用が可能となりましたが、これは 2018 年 8 月 1 日に公布された改正会社法に伴う改正であり、多元的で柔軟性のある従業員報酬の提供、会社の人材確保を促すことが目的です。これにより、グループ間の人材調達・配置にとって柔軟性が高まり、従業員個人への課税においても節税効果が期待されますが、留意が必要なのは、親会社から子会社の従業員へ支給する従業員報酬については、財政部の 2018 年 12 月 28 日付台財税字第 10701031420 号通達により、法人税確定申告の際に子会社の給与として損金算入できませんが、子会社から親会社の従業員へ支給する従業員報酬について、親会社が対価を支払っていない場合に損金算入できるかどうかはいまだ明確ではなく、財政部から更なる解釈が必要となります。
2. 新設の「未処分利益による実質的な投資に対する課税ベースの減免」について、工場建設、または自社生産用あるいは業務用の建物、ソフト・ハードウェアもしくは技術が実質的な

投資の範囲に含まれ、土地および研究開発、人材育成支出等は含まれません。また、実質的な投資のうち、知能機械・設備への投資が新設の「知能機械および 5G システム支出の投資控除」と同時に適用できるかどうかについては必ずしも明確ではなく、今後の動向に引き続き留意する必要があります。

3. 会社にとって最も有利な租税優遇策の適用のため、今後も引き続き子法の内容に留意しながら、適用条件や会社自身の状況を検討・評価されることが望まれます。

## 営業税法

### 課税取引と免税取引をともに行う営業人の営業税申告で「比例控除法」を選択し営業税額が税務当局により確定された場合、「直接控除法」へ変更不可

「兼営の営業人の営業税額計算規定」第8条の1によれば、課税取引と免税取引をともに行う営業人について、帳簿記録が完備し、購入した物品、役務あるいは輸入した物品の実際の使用目的を明確に区分できるとの条件を満たす場合は「直接控除法」を選択して仕入税額控除額を計算できますが、いったん選択すると3年間変更できないと定められています。営業人が「比例控除法」を選択して税額調整を行い、税務当局により確定された後に所定の期間内に復査の申し立てをしない場合は、直ちに確定の効力が生じるため、その後は「直接控除法」への変更を申請することはできません。

PwC 台湾の見解：

「比例控除法」および「直接控除法」はいずれも免税売上高の仕入税額を計算するための法定の計算方法であり、申告・確定後に「直接控除法」のほうが有利であると分かった場合でも、税金徴収法第28条に定める法令や計算に誤りがあるわけではないため、還付申請を行うことはできません。したがって、申告時に有利な計算方法を選ぶよう留意が必要です。

## 会社法・証券管理に関する法律

### 定款により決議要件を引き上げる場合

経済部は2019年5月8日付経商字第10802410490号通達および2019年5月21日付経商字第10800597810号通達を公布し、株式会社・有限会社の株主総会・社員総会と取締役会での決議要件に関して、会社法の規定よりも高い出席率あるいは厳しい決議要件を定める場合、会社法に定款で会社法よりも高い要件を定めることが可能であると明文規定がある場合に限ってその定款の規定に従うものとししました。同時に過去の通達においてこれと整合しないものは、いずれも適用を廃止することとししました。

**PwC 台湾 日本企業部コンタクトリスト**

氏名	役職	電話番号	E-mail アドレス
<b>パートナー</b>			
奥田健士	パートナー	886-2-2729-6115	kenji.okuda@tw.pwc.com
<b>ディレクター</b>			
王妙五	ディレクター	886-2-2729-6666ext23402	miaw-wuu.wang@tw.pwc.com
<b>シニアマネージャー</b>			
林淑琳	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23412	shirley.lin@tw.pwc.com
魏月珍	シニア マネージャー	886-2-2729-6666 ext23410	yueh-tseng.wei@tw.pwc.com
<b>マネージャー</b>			
劉千瑜	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23431	amily.liu@tw.pwc.com
伊藤藍	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23475	ai.ito@tw.pwc.com
洪豪嬪	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23404	kate.h.hong@tw.pwc.com
趙宇愷	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23425	yu-kai.chao@tw.pwc.com
許大修	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23411	dah-hsiu.hsu@tw.pwc.com
白井邦和	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23444	kunikazu.shirai@tw.pwc.com
松室成仁	マネージャー	886-2-2729-6666 ext23448	naruhito.matsumuro@tw.pwc.com

[www.pwc.tw/ja](http://www.pwc.tw/ja)

本台湾税務および投資法令アップデートは読者への参考に供するためのものであり、当事務所が関連の特定テーマについて意見を述べるものではなく、読者は如何なる方針決定の根拠としてはならず、また如何なる権利または利益を主張するために引用してはなりません。本内容は資誠聯合会計師事務所の同意なく、転載、またはその他の目的に使用してはなりません。何らかの事実、法令、政策に変更が生じた場合、資誠聯合会計師事務所は本台湾税務および投資法令アップデートの内容を修正する権利が有ります。

© 2019 PricewaterhouseCoopers Taiwan. All rights reserved. PwC refers to the Taiwan member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.tw](http://www.pwc.tw) for further details.